臺灣島紀行抄譯

143

414
A 909
3

臺灣ハ島ニて其初 國朝ニ属せしか其後和蘭國ニ属せし此時支那人「ダルタリヤ」人等多分ニ入り込みて人心を煽動し和蘭國ニ叛かしむ其内ニて「ダルタリヤ」人も支那人も両黨ニ分れ土人ニ左祖するもあり和蘭人ニ左祖するもありて遂ニ戦争ニ及ひしならん此譯文ハ即ち

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

此戰爭の記事なり是故に和蘭軍の
内にも「タルタリヤ」人支那人と稱するあり
又土人の内にも「タルタリヤ」人支那人と稱
するあり省官混亂する事なるらん
ことを請ふ

方今五大洲中に於て最も遠大の志
あるは魯國なり魯國に近接するは
日本なり然るに日本に於て其
心得なくんはあるへからす其心得と
いふは他事にあらす第一に片時も早
く蝦夷地を開き琉球諸島へ官員
を遣して交易を盛にし樺太「カムサ
ツカ」朝鮮海岸支那海岸臺灣雲
南安南瓊州交趾沙邏呂宋哇吼
新羅百濟其外　日本近海諸島の
地理人物政事等を探索し官員を

外務省

送り條約を結ひ交易を始むへし然らされハ遂に彼の大志ある國の為に併呑せらるゝ事あらんも計り難し若し樺太「カムサツカ」朝鮮抔の如き近地を併呑せられなは所謂唇破れハ歯寒しといへる諺に齊しき事あらん其時に至り臍を噬とも何の益あるへき是れ光壽ら常に拳〻として服膺する處なり

和蘭人「ホルモサ」人と一戦して再ひ「ホルモサ」を取り返さんと謀る事

第一章「キュエムウィ」及ひ「アムウィ」といふ両島を得たる事

我か和蘭国の船隊。支那の海岸より皈里来りて臺湾「ホルモサ」（「ホルモサ」の内にして臺湾乳臺湾の内にして「ホルモサ」乳知隔らさる迄」昔臺湾府又は「ホルモサ」臺湾とあるちて記せり）両所の敗績を注

進ましめ。十分の兵船を。募る事に遑あらず。直ちに一人の水師提督を選び。「バターヒア」に兵船を送る事に決したり。其初援兵の敗績ありしハ「ダルタリヤ」人「ゴキシンガ」人に従属する事を。肯せさるのみならず。尤も速やかに事を謀れり。貴族を捕へられ。且約定の如く。和蘭国の囚人を免さしめたり。殺害したる事をも表せさるを得す。條約一件を結しか為め。若し臺灣にして。背きたる時ハ。和蘭国より。兵船を送る事に一決せり。其の船ハ大砲四十二門より。十一門の兵船。十六艘を艤装しありし。砲数の合計。四百四十二門にして。其内銅砲四十四門あり。船中の人員。水夫「マタロース」千三百八十二人。兵卒「ソルダート」千弐百八十一人なり。此兵船の内に。日本人四人乗組居たり。之を郷導と

外務省

し。直ちに「ホルモサ」に向はんと決せしか。船数多きことを恐て。「ホルモサ」より西に当る。十二里乃地にある。「ペホー」一名「ポンヒュ」といふ孤島若くは「ピスカドレス」といふ小島を取て。集合所と定む。梅我船隊。海上にて逢ふ支那の船は。或は日本に交易し。或は支那に交易する者なりしを。「タルタリヤ」人「コキシンガ」人の民別なく。悉く之を擒へて。其貨物を奪

ひ。且「ホツヘヤート」に到りて。事情を探索し。彼の貴族の囚人を奪ひ逃さん謀なり。此時若し「タルタリヤ」人「コキシンガ」人相盟締して。「ホルモサ」を侵さんとする時には。各種の人民を勧誘し。「シンセウ」諸島の内。「キュエムウイ」「アムウイ」の衛場を攻め。支那の海岸をも。心力の及ふ限り。悉く之を掠奪せんと欲せ。又使節者を「コローテンカン」に遣はし以錢

軍の諸入費を。悉く償はんとせバ。此軍を領して来らハ。兵勢を逞ふし。益宿志を遂んと欲せり

一千八百八十三年第七月一日。水師提督「ボルト」氏「バターヒア」港を出帆して。仝月廿九日「チャムパ」の海濱に達し。第八月六日「ハイナン」に到着。仝く八日「マカヲ」に於て。二艘の小船を奪取し。其船將を糺問して。説に

一年前「フーキンシンガ」氏死去して。其總督「キンシヤン」氏。臺灣「ホルモサ」を領する事を辞せし。廿九日に到着。提督ハ十九艘の兵船を率ひて「ホクセーウ」に到着。自餘の六艘ハ「テンハイ」に到着あり。斯て提督既に「ホクセーウ」に来着して進ハ。其艦を纜せハ。入港の要害を迷「プナヤン」といふ河の入口に在て「ミンヤセーン」と称する城の東に泊し。兼

は「ジンラモン」といふ副王と「スワンセウ」に在留せる一将「リポヒ」氏といふ。書翰を送れり。継て亦提督自ら其地に赴きたり。夫より日数を経て副王「ジンラモン」氏より「ゴンヒ」二年九月十九日と記したる返翰到来し。披見すれば。先年戦争の事件を述べ。且将来は和蘭人と自由交易を約し。軍費を償ひ、元兇を裁きたれ。殊に入港

昔に「アムツイ」と「ホユエムウイ」を侵し。ことを望臺湾に渡さんと認めり。是に於て提督。自餘の條目を閣（サシヲ）き。左の條目を。約せんと云ひ送りたり

第一條　和蘭人と支那人と條約厳重従ふべき事

第二條　「コーキンガ」人全く服従する迄は。和蘭人と支那人と。相親和す

べき事

第七條　和蘭人は支那「タルタリヤ」に於て。自由交易を施し得べき事

第八條　「アムウイ」「キユエムウイ」を奪領して後。其地の内一地を。和蘭國の所有とし。海賊防禦の場所と施し。得事

第九條　「ボルモサ」或は臺灣の地を。奪掌さるべし。亦は。其地の職業。并に其營業ある凡百の物品。悉く和蘭國に渡すべき事

第十條　右等條。國帝の調印を受く。右定め可き事

右の條目を取極めたる上に。副王并に「スワンセウ」に在留する一將。第七條第八條の兩條。國帝の許容を得されは。決して施

しむ。苦情を述へたれは。副王と一将官
とし。許多ありし箇條は。別に書き送りた
り。然共。右将は唯調印のみなり。副王に至ては
之調印せり。右安氏の書中に。「アムウイ」若く
は「キュエムウイ」の一地を。北京國の所有と為
すの事を載せず。又臺灣に就て。會議
事件を熟知せさるを以て。擬書を讀み終れり。
従て斯く云ふに。初は如く認しと答へ
たし。因て云ふ。船に乗し
戦船艦中に「タルタリヤ」製の小船あり。去る
に。「スワンセウ」「スワンセホ」と云ふ河を。遡航
されしか。程無く。「コキンシンキンサヤ」の長官。「ツン
ミン、ペスヤウ」氏。其に「アムウイ」「キュエムウイ」諸島
の総督なり。一書を寄せ来る。其書中
に。「コーキンガ」氏の。臺灣を探撿として所以
は。元来「タルタリヤ」人種は。「ヒュキャン」「ナンキン」の

怯惰なる弱兵なりし。戦へハ必ず敗走す
つまき者なりき。人の下に立つ事を甘ん
ぜず。詐偽なる者なる故。之を伐んと
欲せし。即ち部下の兵卒を。差向けし之
所なく。此事を望まざる迄変ならざりし。故
又其後ハ。悉く其諸島を掠略し之を
有すと雖ども。「タルタリヤ」人等。必ず自ら交易
をなし。許諾をなさしめんとし。其故に「コーキニガ」氏。
自ら其兵を将ひて之を伐つ。提督
必ず行く事なりき。然れ共能く之を変
革せんと試みせり
「アムウイ」の国人に捕はれて。幽閉せられたる。
松楽人乃なる人。猶是館長なりしハ。提督
之を指揮する所なり。「アムウイ」まで。献兵凡六
千人も召集すれ共。唯一の圍き石壁
まで。圍みたる営の如き。者なるのみなり。

外務省

別に砲艦一隻も無ければ。恐るゝに足らず。又「レーシユー」及「ゴーツヲ」といふ處は。小き城砦ありと雖。兵士少なれば。憂とするに足らず。「ホルモサ」の「サカム」にては。城砦もなく。兵士もなく。唯「コキン」が民ら支族の。婦女児輩のみ。國中に散在する兵卒は。毎日勝手にて。自ら「ホルモサ」の國王と。山中に居住し。山民と稱する者に。殺害をらる。「アムウイ」と。「キユエウイ」に大小の兵船。凡そ八千艘を有て置けり。兵士を備ふ。其外二百八千艘程の小船あれ共。船中には。婦女児輩のみなり。總て臺湾諸島の人民。亦支那人等も。皆「ホルモサ」に。赴きしと云へたり

和蘭國の總督より。「タルタリヤ」の艦隊の提督。「ドンガンベク」氏に。書翰を送りて。被

迄同時に。足下の隊に就き合併すへし。若し否らされハ。彼れ一人にて事を謀るへし。敵兵和睦を乞の危険あると告たり。抑も是迄其「タルタリヤ」の指揮ハ。副王及ひ裨将「リポヒ」氏の命を奉せされハ。合併する事を肯せさりし。故に其の途門を乞ひ。又相集兵に従行すへけれハ。故に二艘の郷導船を。借ん事を乞ひたれ共。十五日に到り。

「タルタリヤ」の指揮より。衛兵を使者として。彼の指揮「ボルト」氏に。一書を送達す。其翌日乃ち遅延を乞たりけれハ。「ボルト」氏ハ「タルタリヤ」の指揮に。議論の要なき事を照会し。又離散したる支那人等。再ひ「ホルニモサ」に屯集せん事を憂慮し。其十六日。本港に七艘の船隊を発し。八艘を率ひて。「キュエムウイ」に赴き帆を卸し。其内七艘を残したりき。

「タルタリヤ」人を。嚮導せしめんとなせしに。為二十五艘の小船を設けし。其士卒の上陸に便なりしあり。其夜「タルタリヤ」人に至。小船にて。多人数「キユエムウイ」に屯集する事を。注進せしに由て。小船五十艘を送り。警衛せしむ。船中に此小船彼地を空虚にして。豊穣悉く皈里来里しハ。此「タルタリヤ」人等ハ。残に殺く者にして。手中に敵あらん事を察し。又他の小船を送り来りて。之を識め居（ヨリ）しに。半時に到り。衛長一人。二十五艘の小船を領して。「トンガンペク」氏の書翰を齎し来る。又暫時にして。副王の書翰来着し。其に時日の延引を乞たりし共。提督「ボルト」氏ハ。更に之に應ぜざりし提督「ボルト」氏ハ。前約の如く。十二日に八艘の

船隊を率ひ。小船の入港易なる「キュエムウイ」の南岸。「エラスミュス」港内。「ロウロイ」といふ衛場の前に砲台を築き。甚堅船小島の南西海岸。「キュエムウイ」府下に進し。兵率ひ千人つゝ。上陸せしめしかハ。支那人ハ皆。大に侵し奔り走り逃せ。然るに支那人ハ。僅に一人死亡ありし。却て支那人より死亡多くして敗走をなせり。其後衛場より多く兵士を出し。船隊をも侵しつゝ進む。陸地の如く。再三進撃をなせり。此時急に尚進撃をなし。衛中まても。入るへからさりき。惜ひ哉。支那人ハ皆。死傷多くして。且兵勢漸く衰ふるを顧て。乃ち兵を復す。隊伍を備ふ。明船に到り。指揮教兵の充満を。誇張せんと謀りしに。副主「マチテラウヤ」「ベテトク」「トンガンペク」等の宮官より。

外務省

書翰に云く。「タルタリや」の船隊。此日據ら隊に攻め寄せんとする。形勢あるを以て。先づ棧より海上に向ひ。全力を盡して。攻撃せしと報告せり。其の指揮提督。敵軍の勝敗を推察するに。多くは「タルメリや」人等。勝利を収れと思ひ居れ共。出張をもんりは日へらし決とく。右隊之二部より成ち。其一部も。兵卒と水夫とを以て一隊とし。其一部は。狙撃兵也。援弾兵をも以て一隊となし。之を西面の陸岸まで。眼を遮る時は。手弾を投發し。急に奔り入らんと欲したり。然るに其鉄艦盡く水に属する時は。此事を果さで。退陣せんと定めあり。故其翌日提督「ボルト」氏兵船二艘を領して。「キュエムウイ」を出帆し。「キュエムウイ」との兩島の間にある。「レーシュー」といふ

外務省

一島ニ到レリ。敵船ニ於テハ。其数凡そ小船一千艘。宜ク勝敗ヲ一時ニ決セんと。欲するの色あれとも。意氣揚々たり

同月十九日。若至「コキン キン シヤ」の名ある「ツンミン ペツヨー」氏より。一書を送れり。其書に。「タルタリヤ」人は。既に附庸の如き者なり。和蘭人に。臺灣に據れは。自由交易を許し。且「トンサウ」「ケーラン」「ラモア」其他「キュエムウイ」まても。良港あらは。和蘭船の為に。碇泊場を許すへしと載たり。此時提督。嚴然る しらへ答へあられ。若し敵對せんとならは。既に和蘭國に屬し。又百艘の軍艦あり。又二百艘の燒夷船（ヤキウチブ子）これは。臺灣國大小の船舶を。一時に燒夷さん事も。何の難からさらんと。又提督。「タルタリヤ」人の和親会保をし統綱を述へ。且和蘭人の

囚人と為し。臺灣に来る者を。能く待遇あらん事を請ふ。此度提督。「トンガンペク」に抗論したり。船將と合し。「レーシュ」及「キュエムウイ」と乃ち間に乗し。尚降服せざる。敵船を伐ん事を謀れ。出帆しける。忽至りく。又十艘の敵船に出遇せしは。九百の方術を畫し。其中央を突り破り又其弾力の達せさる者は。他術を施し。之を伐つ。敵兵稍〻弱まりしゟ。一人の死亡なりし。遂に敗走し。彼ゟ船中に来れり。技能を見ざる者は何等の功なる。抱服に謀を承形悦（アリサツ）なれ。船ゟあまれと。提督も。二艘の臺湾船を残しく。遂去なり。其一艘は。「スワンセウ」の船臺。「ベテトック」氏を船將とし。一艘は。「ハンテトク」氏を船將としゟ。「ハンテトク」氏は。遂に戦死を遂。○「コンキシンガール」人等。一

揆を起し。右の如く騒動せしが。払蘭西人の攻めきたるを見て遁伏し。己が船を失ふもあり。払蘭西人ハ此戦争にて。僅か死亡つ人ハ。負傷十六人のみ。此役にて「タルタリヤ」人乃兵数。払蘭西の四倍に越せ共。[illegible]ら払蘭西の砲力に懼をなし船を。僅に七八艘にてありたるを。砲手共陸兵すら失を携ひ。又小銃焼薬を放つ者あり。此形勢を以て「タルタリヤ」人の怯懦柔弱を。洞察するに足れり

同月廿日早朝。敵兵の船隊。「ゴーツ」島の方に向ひしを。遥て見つけたれバ。[illegible]提督ハ。前日の会議の如く。専ら砲力の盡し難きを察し。銃砲を放ち掛けて激しく追撃するに従ひ。忽ち散乱させ里。掛りあれれ。提督ハ。既に籠中の鳥の如く思ひつれバ。

外務省

海底ニ沈没せしむる事も難く。又陸地よりも砲殺しうる事も叶はざれバ。軍船両の三く。甚た縦横なるを以て。即ち我か砲臺の下まで來れり。手早く勇猛に衝きたし通常なれバ。是故ニ百五十艘の小船なれとも。僅ニ二艘沈没せしのミ。其他は皆の破損を受たり。亦「キユエムウイ」と「ゴーツ」より向て退去なし。我か船隊之を追て。

晝午時ニ至り。「キユエムウイ」より「タルターンご」よりて。小船四艘を伐ち取しに。其内ニ四人「ごニセウ」の鎮臺より。要務を命せられたる。使者の旨を述べ。助命を乞ふ者あり。総達者提督。其称「スワニセウ」氏より。合戦の間ニ於てハ。如何なる事故（ワケガラ）を述べ。助命を乞ふ者ありとも。一人も助くへからずとなり。書籍を見ずして棄てられしかバ。此書を取て四人ニ示し。

或人を逐し。或人を其地に止めしめたり。「タルタリヤ」の領地「リポヒ」氏は。新聞を好む人なる故。「コンセウ」の河口に。使者を送りて。單の勝敗を聞たる。暫時ありて。又同氏より。生擒を齎し来れり。殊に山上に宝あり。遂に金銀の模様を一見せしに。如菓勢全勝を得られは。此報を非常に歡はすへしと記せり。

「リポヒ」氏ハ。夫より「アムウイ」に上陸し。不意に其地を侵して。遂に全く索里取られれ。土人を壓服し。悉く其家を破却せ。同氏より此捷音を。摠督に注進し。且明日其地に據し。会合を九軍を乞ひ来りしかは。摠督相答。副摠督一人。加此舟一人を携ひ到りて。「リポヒ」氏に随ひ高貴の使節。然して還ひて若王の殿

中に従ひ。凱歌を謳ひ。賀儀を述へ。國儀堂にて答應あり。然るに提督「ボルト」氏。「リポヒ」氏と條約を定む。其第一條ハ。「ホクセーウ」に於て。和蘭國の商品を。貿易すへき事。第二條ハ。當小島に潜伏する殘黨を。遅延なく退治すへき事。第三條ハ。尚殘黨あらハ其節ハ。和蘭人も國人同様。之に關係すへき事。最も

「ホルモサ」を征伐するに。「タルタリヤ」人を殺戮ハ。誅し罰へき事。

「ボルト」氏より。牛羊千足。並に「アムウイ」に在する。羊數足を得たり。之か為「リポヒ」氏に進呈せり

支那の農民。數十人徒黨して。船中に來り。「タルタリヤ」人の罪科を。赦免あらん事を乞ふ。彼等ハ其頭髪を切り。僉全

を掛りし。「ダルタリヤ」人に類属せんと。欲する
心ある者なりき。彼等の言葉に。敵意ある
皆虚偽中傷に過ぎざれども。世人之を知
る者なしといへり

領事「マートツイクル」氏「ゴメーヒア」の議員某
氏等へ。其初は副王と其総領事とへ。書
簡進達を送るべき。議論ありし時。私
議をさし置きし。衆論多く。今之を送るべき。

好機会ならんと。一決しければ。使者執
呼く。此報を「リポヒ」氏に通じしに。「リポヒ」氏
の返答に。副王并に領事も。足下
等の書翰は。愉快に思ふべし。其進達物は。
好に受納せらるゝ事を希へるなれは。奇
異に思ふ程し。蓋も進達物の物品。陣
中の要求ならば。必受納すべしと。云
来れり。右の如き事情なるを以て。兼務

を収め。要品を調へ。使者に命して。之を送致しあれハ。副王等之を残して。横物の封帛を開き見。手に合して之を懐中に送置。慇懃に使者を饗應して。返したり

同月廿日。和蘭國の船隊と。「タルタリヤ」の船隊と会併して。「ゴーツ」といふ。一島に渡り見しに。寂寞として。人跡なし。唯纔施を設けたる。三箇の室城あるのみ。其一城ハ結構美麗といふにあらされ共。亦一箇の堅城なり。城壁は高さ廿三弗余。胸壁ハ其幅二弗余にて。石を以て之を造る。城上に大砲廿。「バターヒヤ」の城に及ばざる事遠し。城中に籠りたる「タルタリヤ」人等。急ぎて用物を携へ去りしハ。椅子数脚。不用

の大砲九門あるのみ。其一艘は大なる岩
礁に觸れ破損せり。甚た堅牢にして。河上に
在り。其提督「リポヒア」氏に至り。使者を遣
し。此地に再建するとも。又陣営を設
くるとも。都て土人の用に適應さるへしと。
三艦共に悉く破却すへし。「ホルモサ」を名
指さは。「タルタリヤ」へ乗移るへし。其上
極めて良策なりと。速かに其言に從ひ。終に
提督は「リポヒア」氏に請ふ事を許し
しかは。三艦共に。夜半に至り事に決心を定め
後議時にして。同氏より。僅一番手出帆し。
「タルタリヤ」の提督。「ベトベック」「トンガこペク」両氏
と共に。「キユエムウィ」に赴くへし。其命下り
為せは。続き提督「ボルト」氏。直に纜を解
き出帆し。遂に両氏と会し。編
成あるへし。「リポヒ」氏の説の如く。遂に三

外務省

外務省

城を破却するのみに決定しけり。二十六日。帝國地に来りたる。「タルタリヤ」人の小船に乗移りて。「キュエムウイ」に至りて上陸をしけ。敵兵既に脱走し去れ。残留の。「タルタリヤ」人等を指さ。鎮臺の約定に従ひ。金銀物品を悉く己が手に附与しあり。抑「キュエムウイ」の地たるや。其周圍。僅に一時行の。蕞爾たる一小島にしく。船隻を摩して碎きなし。之を圍みなし置けり。其壁「アムウイ」の如く。堅牢なる城。四門ありて出入し。鐵製砲十五六門を備へしが。「タルタリヤ」人に奪はる「キュエムウイ」島に。土人の屋宇。悉く存し遺れり。甚堅牢なり

「タルタリヤ」人等。不情の貪慾を縦にし。巨壁の尖角（カド）。又其孔穴（アナ）より入らしめ。其

一人を殺害し。又一人をは。酸酷を極めたり。其体を割裂せり。之を彼等蛮人の前に掛したり

同月廿七日。副王請ひ「シンウェー」の鎮台より。提督「ボルト」氏に兵艦を送らせり。其鎮台に云く。「トンスウイ」島に。海賊屯集せと注進あり。願くハ小船に乗り。彼地に向ひ。速に退治あらん事を乞と。又其鎮台に云く。過刻艦々長官の人。「トンスウイ」島の近島より。賊兵の小船五六十艘。其他許多の数船を奪掠し。賊兵五百人を殺害し。又一将と弐百人を捕へ得たり

台湾府より。其大臣に送る。書翰の騰写未着なり。大意に云。此役に於て。英人の勇猛軍務。実に非常なりと

第一月三日。提督「ボルト」氏。八門の砲を備へたる中船一艘「ワンカン」（船名）一艘。「コヤス」（船名）二艘を伐ち取り。此船に囚人の支那人を乗せ。「バターヒヤ」に送る。此後の捷音を報しむ。提督副王及ひ総督より「ボルト」氏に二名の使者を送り来る。「シンウエイ」に赴かん事を為し。又二名の使者のいへるは。若王「キンサイ」。救君の人員を。其帥に送れり。

彼等師家に従事し。頗る勉めり。永く軍事に関せる事を議す。又其際の軍兵は。悉く「タルタリヤ」人に会係し。其際「ホルモサ」の島地は。支那人に附與せんといひ。又「トンガンヘク」氏は。帝に服従せん事をいふ者を。誘引せんと為せん。尚談すといへり。其後「ボルト」氏。副王及ひ総督と集会せし時。副王のいへるは。頗

兵降服せんと陳述すれとも。彼等野心あるを見て。猶ほ信するに足らず。後日必ず反逆せんと。彼等攪擾。今日臺灣に於ても「ユーキンガール」人「トンスワ」より。既に臺灣に行かれし軍とも。速に出れは。「シニラモニ」民。其側に在りし。之を軍手にし。来た行すと云ふ。攪擾は筆を擲ちて。「トンスワ」「ラムワ」の兩島は。「ホケー」は島乃

屬島なれは。新兵誠に數は少なきより遅鈍なりし。且復少船とも。彼等船路を妨障れ。臺灣に叢岡せんと決意を定め。斯く定まりたる上は。副王思ふより。盛膳を設けて待遇し。牛四千疋。米一萬二千斤を送達せり。副王より又「ホクセーウ」の鎮臺「コヽボヽ」に與ふる。此法書を認め。之を攪擾に渡し。其文を示さし。早速安易

を經る事に至りたり
提督「ホルト」氏「タルタリヤ」人等の。營に於ける濠池（ホリ）。甚た壯麗堅牢なるを覧て。兵隊伍の側に到り一覧し。陸地を「チヤン」とい河の合ふ處なる一島。「コロニツ」の衛塲。「ゴーツ」に在館せん事を乞ひし處。又た國帝の前緒を得たき旨。副王直ちに之を允せり。翌九日午後

り。副王。提督「ボルト」氏を招きて自邸に招き此度の談義を續く河港に通ふる館めぐる處。提督答へて來た麾下の者に。甚だ優遇の諸約。「トンサイ」を勤し事を。宣布されたる。言の随なる「トンサイ」に行く事を。決着すへしと申したり。副王承諾の後。使者を遣し其下。「ホルモサ」を約すへきなかんことに。依らしく

左の如く應答せしに。又々前ニ如く申立たるに。
中船ニ便乗を乞ひ度を頼し。速ニ「トンスワイ」ニ赴
き。上陸候旨申しと。厳しく役しある哉
然く。挽替ニ至里早速出帆せし。寧ニ
ハ両国ニても出願ならでも。他事を述る
事なく。表立の事のみなれハ。決して長
く此地ニ安住すへからすと答へ候由。
然る所「シンラモニ」氏の議論頗ル遠慮
のみ多くなりて。不快ニ思ひし顔作大
ニ變へ壊へからすしく。議論出来能
し難き哉。又「フルウェート」の衙場ニありてハ。
「シンラモニ」氏ハ論を述へ。明說を吐し
事ありし。夫より又屡く往復の議論あ
りしく。遂ニ基應行の一件決着しけ
るハ。副王ニ至里。船乗人ハ基準を定む
由の条件を定め。且中船二艘を本年二

百人を遣はし。船も来着し。敵兵甚濤を渡させしハ。國中の兵卒を募り。國中の兵船を集めて。提督を加勢すへしと誓へり。「ボルト」氏。相當「キユース」「フロウェース」両地を巡見して。船中に物資を積み込み。夫より副王に進物を送り越しハ。副王陣中にあれをとゞく之を受取。謝意をとゞくしへあるハ。

頗る「バターヒヤ」まての両度の逆襲船を多く。昨日に於て重ね逃出する事ありて右後。甚た慙愧に堪すと雖も。夫より二日を経て。船中に敗り。遂に副王と共に「スワンセー」に都をさして走り同月十四日。提督「キユエムウイ」に上陸して。敵兵の為に乱暴をうけたる村落。殊に劇しく苦楚をうけたる。「サウヤ ホウポン」

といふ。街場を巡見しぬ。先年は賊撃射を被りたり。其屋宇の脆きは「タルタリヤ」人に壊れ。唯空しく四壁のみ殘りたるを見るべし。又惻然として。一層の慨歎を起したり。

此街場に。「サウヤ　ホウポン」といふ街名を付せたるは。「コーキンカ」人の言。此地「アムウイ」と稱しぬ。「コーキンキングサイ」といふ。此年の間変ありて。

苛政を行ひ。租税を重くし。大に國民を苦楚せしめたれば。「サウヤ」といふ者。其黨某氏等と謀り。帝王の許に至り。降服させんとし。家財什器を掠め集め。船に乗せ去んとせしかば。酋長「コーキンキングサイ」氏早くも此事を聞き。使者を遣はして。後来必ず租税を寛くし。苛政を行ふ事なかるべし。足下を赦すべし。

外務省

「アムウイ」「キュエムウイ」の鎮臺に依らんとし。戸さ世存れハ。「サウヤ」氏其言を信し。敵兵来集りしに。忽ち其敵踪より退路をら遮。加之家賊什營中ゟ寇し。押領せられたり。「サウヤ」氏憤然として大に怒り其返報を施すへき術なきを見れハ。事を其臺の会長。「トンガンペク」等に告け。遂に兄弟數人を伴ひし。「タルタリヤ」に出立せり。此時「サウヤ」氏ハ。西地に留まりて。衛場を興し。まさに臺灣に發向せし。戰鬪の後ひしなり。是故に此地を「サウヤ　ホウボン」と名くとなん

和蘭國の船隊。臺灣に發向する事し

第一月第九日。和蘭國の船隊。二艘の「タルタリヤ」船を先鋒とし。「ホルモサ」に發向

ちんとて。また「キユエムウイ」に至りし時。敵兵ら
一艘の小船を送り。此島に幽閉せられける。
我日本国囚（ドリコ）人へ至りの。開封の書翰を持来
たり。之を見れば。其書は「ワンミンヘツヨウ」氏の
命に由て。認めおきし。「タコスワ」「ケラエー」。
若くは「ラムワ」島を。日本人へ与へ。承諾
あらんを相議すべし。若し承諾あらざるに於
ては。囚人は一人も赦しかへさじと云ひたり。此部
使者より在る我日本國の囚人等。
其處の鎮臺に至り。「タルタリヤ」の副王鎮
臺より。書面にしるせる事を。述たる
のみならず。一言を發する事もあらざるべし。然
ら總督。書面の事に拘らずは。別に其
趣を述る事なく。副王鎮臺の意
に任せし。同意せられ。「ピスカドレス」「ヒッセ
ルス」兩島の間に於て。對面せんと答へ

外務省

左之

第二月廿日仏蘭西國の艦隊。西島の首府「ペホ」の港内に入り。翌日仏蘭西人を陸に「タルタルヤ」人のみなりし。上陸をなしたり。四人殺害せらる。七日に至り。加比丹「ポレミ」氏。一隊四十人の兵隊。六隊を領して上陸し。街塲より一里を隔たる所まで。進兵せ出会し。敵兵と戦ひしか。加比丹六箇（ムツ）の砲台を乗取り。雑兵一人戦死せり。三隊を出して敵里に戦ひしに。十八名戦死負傷せし。遂に敵兵を追撃しければ。加比丹某氏八人の兵を携へ。「ケルキバーイ」に至り。嘗て仏蘭西より来れる。陣地に於て。敵兵一人を見ず。水牛七十疋。其他牝羊野牛を捕へたり。此外多く得物無量。又續製砲十丈

門を備へし事なりしが。其中十二門ハ「ホルモサ」製なりし。三「ポント」より八「ホント」なり。其余二門ハ支那製なり。土人等。牝羊鷄牛抔携へ来て。降服を表するある故。皆安納しく。出入免許の札を與へ。皈らしめたり

同月十五日。我が船隊。其港の一城「ゼーランジー」の城下に着し。陸上の敵勢を閲たりしに。西より雷雨来るを見て。陳約麻里総ひの為。「タルタリヤ」船二艘「ゴレガット」二艘を率ひて。蘭王と鎮台との書翰を齎らし。「タンコヤ」に出帆せしめん。提督自ら。悉く部下の船隊を率ひて。「ゼーランジア」の城下に迫り。城より弾丸の達する所に投錨せし時。城中より蘭王の書を海路を送りき。其文蘭王

等を罵詈し。且囚人へ送達する事件に就
ては。秘露人へも説諭し。又秘露人
「セフワン」「キンサイ」に於て交易の規則
を設け候。交易をせんとする意あらん。使
者を遣すとは聞えす。其趣を秘
露人へは論すへき事件は。更に一
言とも載る事なし。秘露船「ホルモサ」
の南部に碇泊したる。支那の艦将

外務省

より。国人の使者を送り。秘露人へ告
諭致さん事を求め来る。此時提
督。支那より出陣せし艦将。其の
麾下に。七千人の兵隊を備ふる事
を聞き。駭然として大に驚き。為
其衆を報らせしが。議論を経て。
遂に秘露人の降服を以。五千「ダイル」
を送らんと云ふ事に一決し。秘密

外務省

書記官を使節として此事を述べさせ。又別に臺湾の鎮臺に一使を遣し。丁寧の礼儀を尽し。官将をして卜選し。兵卒八百人を。十六隊に分ち上陸して。山中に陣をとらしむ。市百に至り。秘密書記より。支那の敵将其四千人を率ひて乗船し。支那地に赴らんとする兵卒を派遣しけれハ。提督

一万「ダイル」を用意し。彼より人質を送遣られハ。日本銀五千「ダイル」を與へて之を其兵卒に分與せしめ。又猶金五千「ダイル」を。既に乗船するを待て。将官士卒に分與せんと約定せり。又書記官より卜選ありたるハ「サッカム」臺湾の兵卒ハ。大凡九千人もあり兵を進と。支那の将卒ハ退散せハ。加

外務省

英人ニ従属ヲ論セス。些少の金ニくて。全國悉く敗壊し。遂ニハ機ニ秘魯國の囚人とも。逃するに至らん事さと見えたり

支那人等。嘗て藥を呑ませ三様あり。其様ニ従ひて。兵隊を備へ。手荒く縛せしも。遂ニ八九艘の小船を浮へ。共音ニ乗出し。

外務省

秘魯國の囚人ハ「サカム」より船中ニ送遣せし故。早速其「タイル」の金を纏へ。書類を添て。兵士乃旅費ニ與へ給へとて送りたり。鎮將等ハ先ツ金銭受取らんとせん。頻りニ待ち居り。「タルタリヤ」人も。總督ニ此事を訴へ懇忠告しけれとも。未た免さす

なりと云へし。囚人ハ彼ハ定めて家に返さん。渡さるべしと思ひ。平復二日ましくに。臺灣の鎮臺より。既に和蘭國の囚人を送り返したれバ。五千「タイル」の金銭を送るべしと約したり。提督答へて。囚人を返送されたり。當二百年来遠をバ。英國「アムウイ」を船家に如く。軍旗を翻へし。本澤赴かん。劇戦あるべきを云たり

同月廿二日に至り。敵兵今朝歩騎の大軍を率ひ。和蘭兵の屯所より。二里を隔たる所に。陣すと注進ありしかバ。提督即時に出陣して。砦を築き。大砲を備へ。敵兵寄せ来らバ。和蘭勢より。砲発せんと構へたる。豈圖敵将一書を送来り。其書に云く和蘭軍に於て。本地を渇望せる。我も之を附與せんと。是に於て和蘭軍より。一人の全権

を遣し。二千人の敵兵を率て臺灣に趣て。支那の鎮臺と談論せし処。「ホルモサ」全國。殊に臺灣の「ゼーランジア」と呼る城。「サツカム」「キユヱランジ」の城。並に尚敵地に残留する囚人を返し。又諸具。及ひ家什の損失破損を。償はん事を申送り。提督直ちに亦一日早旦に「ゼーランジ」の城下に。到らんとし出帆し。「トンスワ」に着せし時。「キンサイ」より二人の使者を以て。書翰を送り。和蘭人に「ラムウ」を與へんと記せり。提督之に答へて。我〻此度海軍を領して出陣せしは。「ラムウ」を得んか為に非す。「ホルモサ」臺灣両地を得んか為なり。「ラムウ」を。何そ足下より與ふるを待んや。得んと欲すれハ。我〻自ら能く之を得んと云ひ送れり。敵將答へ來るは。臺灣「ホルモサ」の両地足下に於て。要地ならへ來れ共。「アムウイ」「キユエユウイ」諸島を附属の地

なれハ。決して直ク足下ニ返答し難しと。
提督より臺灣へ遣したる使者。本日鎮臺
の館内ニ到り。對面せし時。鎮臺「ヲウヴイラウサ」
氏出坐しけれハ頻りニ膝を折り跪きて。拜
禮せよと申しけれ共。使者敢て之を肯せざれバ。
却て此度の會合ハ。元来何等の為なるやと詰
問せり。臺灣人等此度の會合ハ。和蘭人の。會
合する事を承諾するや否やを試みんか為と
答ふ。使者拜禮の式ハ。我ヵ提督より。去ル九月
六日の書翰ニ申述し通なり。尚其他ニ云へき事
なりやと。詰問しけれハ。書翰を出し讀聞せて。
其後何事をも云ざりし故。使者拜禮の式ハ。
何の道理もなく。何の議論も無き事。ならんと
いひしニ。返答なし。暫時而して。臺灣人より。
臺灣「ホルモサ」一件ハ。最早（モハヤ）談論ニ及ふまじ。更ニハ
承り度事ニ存しといへり。支那人ハ通弁官を

外務省

以くいつもあるに。臺灣の城ハ。我か兵力の盡るまでに至りさ迄ハ。決して與ふる事なかるべし。和蘭人「サツカム」に来らんと欲せハ。其時ハ我か兵隊を廣野に羅列し。一戦して以て支那國の兵卒の強弱を試みん。此時和蘭國の兵隊に。船舶乏しき事なかるべし。和し能く我か船を貸して。上陸せしめん。扨一戦して後。和蘭軍に勝利を得ば。諸般の物品を與へて降服すべし。若又和蘭軍敗績せは。従来の苦情争論を閣（サシヲキ）てハ。後来不朽の交通を請ひ。相友愛せんと支那人（提督）の社中に。戦闘を挑むの意なき事を察し。答ていへるハ。我か和蘭國に於てハ。兵卒等に。平日水泳の術を。学はせ置ぬれハ。船舶に乏しき時ハ。游泳して上陸し一戦に及ひ。尤意に應すべし。何ぞ足下の船を。借用する事を要せんと。支那人の云へく。甚だ好し甚だ好しと。同月四日臺灣に到る

外務省

和蘭國の使者より「ホルモサ」の鎮臺「コーウイアーン」氏の書翰を送り。且口頭（コウトウ）にて。支那兵に。番兵を出し。其動靜を察せん事を。請ふと報告あり。「ホルモサ」の鎮臺「ヲーウイアーン」氏の書翰を開き見しに。其文に云く。提督等。其初ハ「キユエラン」「タンスウイ」の両地のみにて。交易せん事を望みしが。我が王子「サンバワン」。即ち「キンサイ」公の。出格の寛典を以、「ラムイ」をも許されしなり。尚饜く事を知らず漸く増長（ゾウチヤウ）して「臺灣」「サツカム」。及ひ「ホルモサ」全國の交易免許あらん事を請ふに至る。然れとも臺灣「ホルモサ」等の諸島。數百年來。我が部下に屬し來れるを以て。僞計を信し。附與すべき事にあらず。然れハ足下等より。來臨ありて足下等に関係する事をハ。自ら之を任すへし。所置あらんは。幸なるへし。

右の書翰にて。提督。臺灣人等の。支那人に服從

外務省

する意なき事を察し居たり。又臺灣人ハ皆心中ニ。支那人を従属せしむる勢力なき事を知り。居たるを以て我か使者の面目を失ふ事なく。無事ニ歸らしめんとせり。是ニ於て我か使者。臺灣人ハ。支那人なれとも。臺灣並ニ「サツカム」の古城を。與ふる意なき事を知て。「ホルモサ」の鎮臺ニ。書翰を送りて。「キンサイ」より「タンスウ」ニ到り。其渡良策を旋すへしと申たり。此時支那人等。我か使者ニ返したる頃なく。提督使者を招きて。敵地の形状を聞ニ。敵地ニハ海岸ニ凡そ大砲二十門を備へ。其こニハ尾石累々として。恰も丘陵のごとく。人家ハ僅ニ數十軒のミ。「サツカム」は。人家稠密ニして。甚た美麗なりと答へたり。

同月七日。我か提督「ボルト」氏其居所を。「タンヨヤ」ニ轉し。帝廷ハ。昨日支那陣の加比丹。二十六人の卒を携へて和蘭の陣中ニ來れり。大言を吐き申けるハ。

我か陣中既に一万の兵あり。其五千人は「サウトンチョン」に陣す願くハ快く一戦せん。然れ共我か元帥。其初は未タ戦ふ事を好まれ。足下等来て一戦せよと。翌日敵兵より一書を送りしに。前日と大に齟齬して。祖父を以て人質せんとなり。尚「タルタリヤ」人に送る。右書来着しけれハ。提督之を閲し見るに和蘭人に服従せは。必す「バターヒヤ」へ護り送らん。我等「バターヒヤ」に行く事ハ好まさりし「タルタリヤ」の主将「トンカンヘキ」氏に降服せん。大船ハ四艘を送らるへし。長官士官皆乗船して其地を去かん。卑属に至りては。別に船あれハ乗り行へし。人質に送る祖父も。談敵（ハナシアイテ）と共に一船に乗り出帆せん。是レ我等の大に願ふ所となり。提督も。臺湾「ホルモサ」の鎮臺男。右の如く前後反對する言葉を吐く人物なれハ。寛柔なる應對なくハ。決して條約を結ふに至り難し。兵力を振ハ武威を用

ふるゝに如すしと決心なりし共。斯く詐偽ならんとは。
謀られたりし故。既に昨夜十二時。大砲兵外の軍器。
悉く船中に送りたるハ。止む事を得す。翌日
惟幄を收めて。兵卒も皈船せしめたり。将卒
皈船後。午後に至りて軍議せしに。「ガウツ」を殺して。
居城とせんといへるもあり。「ドンスワ」を襲はんといへる
もあり。又四五艘の兵船を残し。其餘は一旦悉く
「バターヒヤ」に赴くべし。皈船せんといへるもありて。議論紛
然として紀り。一決せざりしが。遂に十一日皈船
する事に決定せり
同月十四日海濱にて。敵隊より歩騎の諸兵。三四百人
も見へたる其砲力の及ぶ里数にあらざれハ。漫りに
放つ事を許さざりけり
「タルタリヤ」人にて。武器を携へ降服したる支那人
廿四人あり。「キタト」人リタ」人を除き。惣人殺すべく加比丹
の外。百二人あり

提督「ホルト」氏より副提督「フルウェー」氏に「フレガット」船
四艘「タルタリヤ」製小船数艘にて。支那の降参人を。
同國の「ピュタイ」。或ハ「チャンチェウ」河口に。送致すへき事を
命し。且提督「ホルモサ」戦争の顛末。并に「バタヒヤ」に
級船する所以の書翰を認め之を「フルウェー」氏に
托して。「ポケーン」の副王と将官とに。達する事
を命し。并に。「フルウェト」氏。其書翰ハ「ダンコア」
の戦争ニ負傷（テラヒニン）に命して達せしむ。副提督

南「モーリン」に赴けり。大隊の船隊を率ゐしり。提督
と合併して「ラムワン」「トンスワ」を伐ん事を約す。
提督「ボルト」氏。本日十一船を率ひて出帆し。ガ一日
「ビスカドレス」に碇泊して。一書を認め「ボンヒユ」の陸上
に送りて。之を「トンスワ」の長官「コキン」氏。或ハ「セプワン」
氏に達せしむ。此書中に「タルタリヤ」人と約條を
定め。臺湾を。和蘭國に附與すへき事を載せ。且
「トンスワ」に赴き。「コキン」氏「セプワン」氏に面談して「バタ

「ーヒヤ」に使者を送る所以を述んとす。然るに不幸にして天氣あしく。風雨烈しくして。果して得ざる事を載す。夫より提督は仝月廿六日「ビスカドレス」を出船して。翌三月廿一日「バターヒヤ」に皈着せしが此時支那の囚人。二百四十三人を乗せ皈着す。其内男子五十九人。若輩（ワカハノ）百卌八人。女兒三十六人なり

副提督「ハルウヱト」氏。翌二月廿六日。支那海濱「コロンソウ」といへる一島に着船して。支那の降人を上陸せしめ。提督の書翰を添へて。之を副王と將官とに送致せり。此時卑賤なる支那人一人。船中に來りて告ぐるは「キンサイ」氏は。其部下の兵を領して。「タンスウ」に在留し。臺灣には。和蘭國の兵船碇泊するを以て。大に恐怖して引く事なりといふ。夫より十四日を經て。數名の將官。五千人の兵隊を催し。「ハイタン」に碇泊したる二千艘の

船艙を出し「キンサイ」氏の陣所に来りしが其将官より「コンキンガール」人「ダルタリヤ」の許（モト）に来る事ならハ「アムウイ」「キユエムウイ」に移らんと乞しに。副王頑め其怯懦を察しけれハ。和蘭の船隊。尚入港せハ。彼等必す降服せんとて。其頸を免さゞりし事を報告せり。副提督「フルウエー」氏。降人を其本国支那に達しけれハ。第三月三日。「ホケーン」の海岸を離れ。提督の着後。六日を経て。仝月九日「バメーヒヤ」に皈着しけり